

(参考) 特許料等の減免措置一覧 (2003年4月現在)

対 象	要 件	措 置 内 容	法 律	施行時期
1. 国	国に属する特許	全ての料金が免除	特許法195条 特許法107条	明治42年 11月
2. 資力に乏しい 個人	生活保護の受給者又は 市町村民税非課税者	審査請求料: 免除 1～3年分の特許料: 免除	特許法195条の2	昭和46年 1月
	所得税非課税者	審査請求料: 半額軽減 1～3年分の特許料: 3年間猶予	特許法109条	明治42年 11月
3. 認定TLO	国立大学、国研等の研究 成果を扱う認定事業者	全ての料金が免除	TLO法(注) 12条、13条	平成10年 8月
4. 承認TLO	私立大学等における研究 成果を扱う承認事業者	審査請求料: 半額軽減 1～3年分の特許料: 半額軽減	産業活力再生特別 措置法32条、33条	平成11年 10月
5. 資力に乏しい 法人	資本金3億円以下かつ設 立5年以下かつ法人税非 課税の法人等	審査請求料: 半額軽減 1～3年分の特許料: 3年間猶予	特許法195条の2 特許法109条	平成12年 1月
6. アカデミック・ディスカウント		審査請求料: 半額軽減 1～3年分の特許料: 半額軽減	産業技術力強化法 16条	平成12年 4月
大学等の研 究者	大学(国公私立)、高等専 門学校(国公私立)及び大 学共同利用機関(国立)の 研究者			
大学等	公立又は私立の大学及び 高等専門学校			
7. 中小・ ベンチャー企業	資本金、試験研究費及び 開発費の収入に対する割 合等についての要件	審査請求料: 半額軽減 1～3年分の特許料: 半額軽減	産業技術力強化法 17条	平成12年 4月
8. 独立行政法人	業務の内容その他の事情 を勘案し政令で定める独 立行政法人	全ての料金が免除	特許法195条 特許法107条	平成13年 4月

(注) TLO法: 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律